

中小企業の設備投資を支援

～新設、増設、更新する事業所の設備等に最大 300 万円を補助します～

三木市内で事業を営む中小企業者が、事業の拡大・生産性の向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善が見込まれる設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。

1 対象者 次の全てに該当する方

- (1) 三木市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むもの。ただし、風俗法の営業許可の対象でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 対象となる設備等 機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するもの

- (1) 三木市内の事業所に新設、増設又は更新されるものであること。
ただし、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- (2) 補助対象経費が 50 万円以上のものであること。
- (3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。
ただし、ソフトウェアは含まれない。
- (4) 設備の導入により、事業の拡大、生産性向上、効率化又は省エネルギー対策等経営改善の効果が見込まれるものであること。
- (5) 補助金の交付決定後に整備されるもの。

3 補助金の額

補助対象経費の 3 分の 1 以内（限度額 300 万円）

補助金交付は 1 年度につき 1 回限り。

予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

4 受付期間 5 月 1 日（金）～6 月 5 日（金）

問い合わせ先・申込先

三木市豊かなくらし部商工観光課 かなもの振興グループ

電話 0794-82-2000（内線 2233）

FAX 0794-82-9728